

# 高知県立森林技術センター公的研究費の不正防止計画

制定 平成23年4月14日

改正 令和2年12月7日

高知県立森林技術センター最高管理責任者(所長)

この計画は、「高知県立森林技術センターにおける公的研究費の管理・監査に関する基本方針」の実施に関し必要な事項を定める。

## 1 機関内の責任体系の明確化について

### (1)機関内の責任体系

#### ①最高管理責任者は所長とする。

最高管理責任者は、機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う。

#### ②統括管理責任者は次長とする。

統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する指導責任と権限をもつ。

#### ③コンプライアンス推進責任者は、企画支援課長、森林経営課長、資源利用課長とする。

コンプライアンス推進責任者は、各課における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限をもつ。

### (2)機関内の責任体系の公開

高知県森林技術センターのホームページに公開する。

## 2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備について

### (1)研究費の事務処理手続きに関するルール

#### ①地方自治法、高知県旅費に関する条例、高知県会計規則及び高知県会計事務処理要領に基づき処理する。

### (2)研究費の事務処理手続きに関する構成員の権限と責任

#### ①高知県立森林技術センターの経理執行体制に定める。

### (3)構成員の意識向上

#### ①統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者は機関の全職員を対象に公的研究費に関する研修会又は説明会を実施する。

#### ②競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員から、誓約書の提出を求める。誓約書を提出しない者は、競争的資金等の申請・運営・管理に関わることはできない。

#### ③競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を定める。

## 3 機関内外からの告発等の取扱い、調査体制について

### (1)研究費の使用ルールに関する相談受付窓口

企画支援課長をあてる。

### (2)通報(告発)の受付窓口

次長をあてる。

(3)告発の対象と受理

- ①競争的資金等に係る研究活動における不正行為(研究成果の捏造、改ざん等)及び研究費の不正使用(私的流用、目的外使用等)を対象とする。
- ②顕名による告発を可とし、不正行為・不正使用を行ったとする構成員の氏名、不正行為・不正使用の態様が明示され、かつ不正とする合理的理由が示されているもののみ受理する。
- ③告発を受理した場合には、速やかに最高管理責任者に報告するとともに告発者(顕名者)に通知する。

(4)不正行為に係る調査

不正行為の疑いが生じた場合の調査は、別に定める規定により迅速に行う。

4 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施について

(1)不正防止計画の策定

統括管理責任者がコンプライアンス推進責任者の意見を反映させて不正防止計画を策定・改正する。

(2)不正防止計画推進部署

不正防止計画推進担当者は企画支援課長とする。

5 研究費の適正な運営・管理活動について

(1)不正取引に関与した業者への対応について

①高知県物品購入等関係指名停止要領による。

(2)発注・検収業務における当事者以外の者によるチェック

①高知県会計規則及び高知県会計事務処理要領による。

②前年度 160 万円以上かつ 10 回以上の取引のある業者に対しては誓約書の提出を求める。

(3)旅費および報酬執行における当事者以外の者によるチェック

①別に定める経理執行体制による。

6 モニタリングの在り方について

(1)機関全体のモニタリング及び監査制度

①コンプライアンス推進責任者は、所管する研究課題の内部監査を実施する。

②高知県監査委員監査及び高知県会計検査による。